

Title	海外経済事情要報
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	三田学会
Publication year	1910
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.3, No.3 (1910. 3) ,p.317(95)- 327(105)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19100315-0095

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

94
を利用して租税丈け地代を高め以て事實上借地人をして地租を支拂らはしむる事なしと云ふ可からず然れ共都市は一方に於て地租を賦保すると共に他方に於ては或は近郊の買上により或は庭園付家屋の建築により或は交通機關の設備によりて住民を近郊に散布し繁昌地需要の減少に勉むるが故に寧ろ轉嫁を益困難ならしめ以て地代は益々市の金庫に流入するの傾向を生ず可し且つ市政の腐敗は吾人の屢々耳にする所なるが故に市有地を過度に擴張し其管理を市廳の役員に一任するが如きは却て懸念に堪へざる所にして課税制は純理上多少遺憾の點ありとも實際に於ては大に推薦に價するものと云ふ可し

以上外國の施設と學説とを掲げて其實成效を試験したれども之れ決して外國の一例として對岸の火災視す可きものにあらず即ち我國に於ては都市問題は未だ議論の中心とならざれ共近來其の支出は頗る増加し市債の増加の如き昨年度に於ては實に驚く可きものありたりとすれば其収入増加策の熱心なる研究は早晩起る可き問題なるが故に海外に此策ある事を市民の腦裏に刻するは又目下の一急務たる可きなり

雜 録

海外經濟事情要報

堀江 歸 一

一、ウエールス炭礦の賃銀協約

95
英國南ウエールス炭礦に於て、千九百四年十二月五箇年を期限として締結せられたる賃銀協約は昨年十二月を以て期限満了し、今や當初の規約に據り、本年三月まで延期施行せらるゝのみ。同月末日まで何等舊規約に代る新協約の成立を見る可きは、世人の豫期する所なるが、此協約は其施行中坑夫の賃銀炭價其他に如何なる影響を及ぼしたるか。南ウエールスの炭礦に於ては、千八百七十五年まで平準賃銀法行はれ、炭價と賃銀との間に均衡を保たしむる爲め、石炭の積出價格を標準に充てたり。表面より見れば、此制度は理想に適ひたるが如くなれども、カーヂフ石炭市場に於ける

仲次商人の投機取引は往々にして炭價の騰貴を抑制し、又其低落を招致することあるを以て、實際の結果宜しきを得ず。結局現行制度の施行を見るに至れり。而して此制度に於ても、石炭の賣價が賃銀を決定する要素たるは勿論なれども、其決定は擧げて之を仲裁局(Conciliation Board)に託し、仲裁局は粉炭の代價、賣買高、生産費の増額等細密の事情を參酌して、決定の材料に充つ。而して昨年十二月末日満了したる賃銀協約に於ては、賃銀の最高並に最低限度を定め、最低限度は千八百七十九年の標準率より三割以上、最高限度は同上標準率より六割以上に、之を置きたり。蓋し賃銀の支拂は石炭の生産に於て、最大の失費と爲るものなり。固より其割合は地方の状況に依り、又商業上の變動に依て異なる所なきを得ずと雖も、南ウエールスに於ては、賃銀低落の場合に七割乃至七割五分、賃銀上進の場合に、七割五分乃至八割二分に當る。隨て賃銀協約に於て、千八百七十九年の標準率より三割以上に賃銀の最低限度を置く

以上は、最低限の賣價を定むることも亦實際上の必要と爲り、現に千九百三年七月サーデヅキッドデールは平均積出價格を一噸十一志十片以上に置くに至當としたり。千九百五年以上の協約が調印せらるゝや、炭礦に於ける賃銀は右の最低限度に居れるに、炭價は之に對する價格に居らず、遂に其以下に在り、現に千九百五年中炭坑主は標準率より三割四分五厘八毛以上即ち最低限度より四分五厘八毛以上の賃銀を支拂ひたるに石炭の積出價格は十一志八片十分の一を示し、千九百六年には商況恢復し、賃銀炭價共に上進し、千九百七年下半年に至て、漸く千九百九年より千九百一年に於ける繁榮期以後の程度に達したり。左に大體の趨勢を表示す。

平均積出價格	一八七九年の率を超 過する賃銀の割合
一九〇六年 一・二・三・六七	三・三一二
一九〇七年 一四・八・八〇	四・九〇六
一九〇八年 一五・八・五三	六・〇〇〇
一九〇九年 一三・七・七三	五・二四六

此表に據れば、上記四年間石炭の平均積出價格は十四志一片八にして、同年間の平均賃銀は標準率より四割八分一厘四毛以上に居るものなり。思ふに此以外の期間に於て炭坑賃銀が之より騰貴し、又之より確實と爲れるの例を見ず。更に千九百六年以來賃銀高低の狀況を示せば、左の如し。

増減率	標準率超過割合
一九〇六年 六月一日 (十)二五	三 二五
一九〇七年 三月一日 (十)三 ³ / ₄	四 一二五
六月一日 (十)一 ¹ / ₄	五 二五
九月一日 (十)五〇	五 七五
十二月一日 (十)三 五	六 〇〇
一九〇九年 三月一日 (一)五〇	五 五〇
六月一日 (一)七 五	四 七五

是等の結果より推究するときは、賃銀協約は炭礦に於ける賃銀に上進の傾を保たしめたること明なり。而して賃銀協約の裏面に於て石炭採掘高の増加したる一事は特に之を擧げざる可からず。即ち千九百九年より千九百二年に至る三年間産出高は

平均三千九百九十四萬七千噸、外國輸出は平均二千九百九十一萬九千噸なりしに、次の三年間には前者は四千三百二萬九千噸、後者は二千四百十六萬八千噸と爲り、千九百六年以後には、更に左の如く増加したり。

産出高	輸出高
一九〇六年 四七、〇五五、九六九	二七、六一〇、八一
一九〇七年 四九、九七八、一九六	二九、九五六、二八六
一九〇八年 五〇、三二一、二七八	二九、六八〇、三九五

千九百九年の數字は斯の如く満足なるを得ず。八時間法施行の結果として、産出高輸出高共に減少したりと雖も、今後次第に恢復す可きの徴候あり。千九百三年より千九百五年に至る三年間の平均と千九百八年とを比較するに、産出高は一割七分を、輸出高は二割二分を増し、従業者の數は十六萬五千六百九人より二十萬一千七百五十二人に増加したる一方に、坑内就業者の一人當採掘高は三百六噸より二百九十二噸に減じ、地下地上双方の就業者の採掘高は二百六十噸より二百四十八噸

- に減じたり。
- 然らば今後南ウエールス炭礦の賃銀協約には如何なる變更を見る可きや。昨年十二月十三日開會南ウエールス炭礦夫總會は左の諸項を決議したり。
- (一)千八百七十九年の標準率より三割以上としたる現在の最低限度を四割以上と改むること。
 - (二)千八百七十九年の標準率より六割以上とする最高限度を廢止すること。
 - (三)粉炭に對する支拂。
 - (四)規定以外の場所に於ける労働に對し、平均賃銀の條項を設くること。
 - (五)夜間労働に對しては、晝間労働の五に對する六の割合を以て、支拂を爲すこと。
 - (六)一定率を保つを得るが如くに標準率を修正すること。
 - (七)不熟練地上労働者に對する最低標準賃銀を一日三志四片とすること。
 - (八)一般の紛議を決定する爲めに、獨立の地位に

居る人を任命すること。
 (九)賃銀の二週拂を廢止し、一週拂とすること。
 以上は固より労働者の見地より出でたる條項なるを以て、盡く協約に採用せらるゝを信する能はず、唯其如何なる點まで實際の規定と爲るや、注目す可しとす。

二、投機的利得に對する課税説

過般英國政府が議會に提出したる増税法案中、地税法は投機射倖其他所有者の勞資以外の關係より生じたる地價増加額に對して課税を加ふるの趣意に基けるものにして、増税計畫中最も重要な地位を占むるの稱を得たり。而して彼のローズベリ卿がグラスゴーに於ける演説に於て、此計畫を批評し、土地に於ける射倖的増價と株式に於ける射倖的増價との間に何等區別す可きものなきことを指摘し、双方區別を存せざるに拘はらず、一方に課税して、他に課税せざるの矛盾を擧げたるより、世間此批評の當否に對して、種々の説を生じ、土地差増税は他の同種類と見做さるゝ、射倖的増價に對

する課税と伴はざれば不公平なるか、土地増價に課税して他の増價を逸するは如何なる理由に基くや、土地以外の目的物射倖的増價には如何なる方法を以て、課税す可きやの諸問題に就て、論難を見るに至れり。茲には土地増價税の主義は土地以外の目的物に適用す可からずと云ふ所論を掲ぐ。

假に資本家が資金を醸出して、鐵道を敷設する場合を想像せよ。鐵道會社の株主は自己の資金を以て、鐵道を敷設し、資金を醸出するまでは、鐵道の存在を見ることなし。然らば株主が自己の企業に依て全然成立するに至れる財産價格の増加を自ら收得するは當然にして、恰も小作人が自己收穫の利益の全部を占むると異なる所なる可し。然らば之と同一の理由は直に宅地價の増加に對して、之を主張するを得るやと云ふに決して然るを得ず。土地は其所有者の爲す所又は爲さるる所より分離して、存立するものなり。人が農業上の目的を以て土地を所有する場合には、耕作の結果として、其宅地價格に増進

を來すものに非ず。宅地價は鐵道の價格と異

るを免かれず。

なり、全然所有者の放下したる資本と關係を有することなく、所有者より獨立し、又所有者の如何に拘はらず、存在し、所有者の行爲に依て創成せられず、所有者が作爲せず、又支配せざる所爲に依て創成せられ、隨て偶成(Chance)なる辭を用ゆるの外、如何なる名稱をも付する能はざるに至る。又土地に増價税の主義を適用すると同一の趣意を以て、株式に此主義を適用する結果を考ふるに、双方の場合に於て、特殊の企業心を沮喪せしむるに至るは勿論なれども、其結果は全く異なり、土地の場合に健全なる結果を生ずるに反し、株式の場合に、不吉の結果を生ぜざるを得ず。前者に於て例へば純然たる投機の念を以て土地を買入るゝことを妨げんか、之を目して何人も公共の不幸とする者なかる可しと雖も、後者に於て新規の商業上の企劃を妨ぐるに至らば、株式會社に對する投資を妨げ、資本を外國に驅逐し、財産に迫害を加ふ

近年國際貿易の市場に於ける英獨兩國の競争競爭品の爲めに驅逐せらるゝの説あり。關稅改革論者の如き、聲を大にして此種の流説を傳播するに勉むるものゝ如し。最近各種の統計に就て調査したる所に據れば、兩國競争の狀況は必ずしも一部論者の唱ふるが如くならず。今兩國貨物の市場を第一英國所屬領地、第二歐洲以外の諸外國、第三歐洲諸國の三種に區別し、千八百九十五年より千九百零六年に至る十二年間の平均に就て消長の關係を見るに左の如し。

第一表、十九英國殖民地並に屬領に於ける

輸入(單位千磅)

	英國より	獨逸より
印度	八五、一六	增加額 八五、一六
海峽殖民地	三、八三	三、八三
セイロン	一、八五	一、八五
モウリシヤ	六、二	六、二

濠洲	六、七五二	三、九二二	三、八三〇	一、七五二	三、七六六	一、二〇〇
ニューシ	四、八三三	八、〇五五	三、二六一	一、三三〇	三、〇〇〇	一、七
ラント	三、三九七	六、五五三	三、一五三	一、一七〇	三、五三三	二、八五
喜望峯	三、三三〇	一、四八三	一、三三六	六、〇〇〇	九、〇〇〇	二、三
南アフリ	一、二九七	二、二〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇
ゴールト	六、七七	二、三三〇	七、〇〇〇	二、〇〇〇	三、三三〇	二、〇〇
シエラレ	四、〇七	四、〇七	一、〇〇〇	三、〇〇〇	六、〇〇〇	三、〇〇
オネ	六、四四	三、六六	六、八四	一、七二	一、七二	五、四
加奈陀	六、四四	三、六六	六、八四	一、七二	一、七二	五、四
ニューフ	五、二	五、二	一、五	〇	七	七
インドラ	六、七	九、五	四、八	三	九	八
ジャマイ	四、〇	四、〇	〇	〇	〇	〇
パノバド	四、〇	四、〇	〇	〇	〇	〇
トリニダ	四、〇	四、〇	〇	〇	〇	〇
バームダ	四、〇	四、〇	〇	〇	〇	〇
ギアナ	四、〇	四、〇	〇	〇	〇	〇
サイラス	四、〇	四、〇	〇	〇	〇	〇
合計	六、九五二	一、五五五	一、五五五	六、二五二	二、〇五七	四、四四

前表に據れば殖民地中一として英國の貿易が獨逸の貿易よりも著大の増加を示さざるものなし。印度に對して英國は一年二千四百二萬八千磅の増加を呈したるに、獨逸の増加は千三百十四萬磅に止まり、濠洲に對しては英の増加三百二十四萬磅

なるに、獨逸の増加は百十四萬五千磅に過ぎず。然も是等市場に於ては、右統計に掲げたる時期の最終數箇月間濠洲が英國に少許の特恵を與へたることを除きては、兩國全く對等の地位に立ちたるものなり。之を全體に就て見れば、英領に對する英國貿易の増加は獨逸貿易の増加に十倍するものにして、此方面に於て獨逸が英國に取て有力なる競争者に非ざることを勿論なり。

歐洲以外の諸外國に關する統計は甚だ不完全にして、僅に七箇國に就て比較を爲すを得るに過ぎず。而して其結果は左の如し。

第二表 歐洲以外七外國に於ける輸入

英國より	一、八五二	一、八五二	一、八五二	一、八五二	一、八五二	一、八五二
獨逸より	一、八五二	一、八五二	一、八五二	一、八五二	一、八五二	一、八五二
埃及	三、四七	七、三〇	三、八三	一、〇〇	七、七	七、七
合衆國	三、三九	七、〇八	六、七五	一、七、八〇	二、四、二九	六、三二
墨西哥	一、四六	三、〇四	三、七	八、五	一、九、四	一、三九
智利	四、八四	五、七〇	二、五〇	三、八三	三、五〇	六、八
ウラグエ	一、三九	一、四三	一、四三	一、四三	一、四三	一、四三

たるのみ。

前記英國屬領並に歐洲以外の諸外國に對しては、英獨兩國の間に地理上の便宜に就て何等差違あるに非ず。兩國は是等地方に貨物を輸送するに費用同一なるを以て、競争上の關係亦對等なりと云ふ可し。此點に就て多少の相違ある歐洲諸國に對する關係を記述する以前に、上記の結果を概括すれば、左の如し。(單位千磅)

アルゼンチ	七、九五	三、六六	五、四四	三、四七	五、四九	三、〇三
日本	六、三三	八、六六	三、二五	三、〇〇	三、五五	一、四四
合計	一、五七	一、五七	一、五七	一、五七	一、五七	一、五七
年	英國	獨逸	英國の超過額			
一九〇三	四、〇二九	二、九二四	一、一〇五			
一九〇四	四、三〇一	三、一八四	一、一一七			
一九〇五	五、三三四	五、三六九	一、七六五			
一九〇六	六、六三二	四、三六五	二、二六七			

ウラグエに對しても英國の貿易は千九百五年來漸次増加しつゝあり。而して七箇國全體に就て見るに、英國の貿易は毎年千九百四十九萬八千磅を増加し、獨逸は千三百六十六萬一千磅を増加し

然らば最後に歐洲大陸諸國に於ては、英獨兩國の貿易は如何なる關係に居るや。是等市場の最も重要なるものは、何れも獨逸の附近に在り、隨て獨逸は少額の費用を以て、是等市場に貨物を搬出するを得るが故に、此點に就て英國を凌駕するものあり。左に十八歐洲諸國に關する統計を掲ぐ。(單位千磅)

第三表 歐洲十八箇國に對する貿易額

國名	英國より		獨逸より	
	増減	増減	増減	増減
露西亞	二、三〇七	一〇、五〇〇	一八、九七七	三、七三三
諸威	三、八三三	四、九七〇	三、八四〇	四、〇五五
瑞典	六、三六八	八、三〇四	七、三三九	三、三〇六
丁珠	四、五三三	五、四七三	七、一〇〇	二、七三三
和蘭	三、五二六	三、四四四	二、〇〇六	五、〇〇六
白耳義	九、五六一	一四、八五五	八、七九七	一五、六五五
佛蘭西	九、九六九	一〇、三三三	一三、六三三	一三、六三三
瑞西	三、〇四一	三、七三三	三、二〇九	六、六三三
葡萄牙	三、八六六	三、九〇九	一、二三三	三、二〇九
西班牙	六、〇七〇	七、〇三三	一、七〇九	三、二〇九
伊太利	九、四八八	一四、〇〇〇	一、七〇九	一、七〇九
埃匈國	五、九八〇	六、八六六	八、五三三	三、〇五五
希臘	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
ブルガ	七、七〇〇	七、七〇〇	七、七〇〇	七、七〇〇
セルヴ	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六
ルーマ	三、八三三	三、〇七三	八、八三三	四、〇〇〇
ニアマ	三、八三三	三、〇七三	八、八三三	四、〇〇〇
英吉利	三、七〇〇	三、四六六	六、六六六	六、六六六
獨逸	三、七〇〇	三、四六六	六、六六六	六、六六六
合計	三、七〇〇	三、四六六	六、六六六	六、六六六

右の表中聊か着目を要するは、和蘭の貿易が英國に對して百二萬八千磅を、獨逸に對して二千五百十九萬七千磅を増加したるの一事なり。斯る數字を現出せる原因は和蘭の貿易報告に於ては多額の無税品は内國消費に供せらるゝものと記録せらるれども、實は通過貨物に止まり、而して獨逸の貨物は英米其他諸國へ輸出せらるゝに當り、一旦和蘭を通過し、和蘭の輸入品として記録せらるゝの一事に在り。故に獨逸の歐洲諸國に對する輸出統計には多少計算の重複せるものあり、假に之を一千萬磅とするも、尙ほ英國の増加額二千六百九十七萬八千磅に對し、獨逸の増加額は七千六百二十三萬六千磅に達す。而して歐洲市場に於ける獨逸貿易の優勢は要するに獨逸が地理上の便宜に依りて、露西亞、瑞典、丁珠、和蘭、佛蘭西、瑞西、埃匈國と貿易の増進するの一事に歸す可し。

歐洲に對する英國貿易の進運は遅々たりとするも、尙ほ英國屬領に對する貿易よりも、重要な關係を有するを認めざる可からず。前表に據れば、

諸外國は英國より千八百九十五年乃至九十八年には平均一億三千六百二十二萬七千磅を、千九百三年乃至六年には平均一億六千三百二十萬五千磅を輸入したるに對し、英國屬領は前年に九千六百九十五萬三千磅、後年に一億四千二百五十九萬磅を輸入したるのみ。而して歐洲以外諸外國中には統計不備の故を以て削除したる國あり。總て是等を加へんか、更に英國の外國輸出額に三千五百萬磅内外の増加を來し、隨て英國と外國との貿易は英國と屬領との貿易より二倍の増加を告げたるの事實を明にす可し。

四、佛國銀行業の特徴

英佛兩國銀行の營業狀態を比較するに、其間の相違驚く可きものあり。英國に於ては小切手取引盛にして、各種の支拂は小切手に依り行はるゝが、佛蘭西に於ては小額面の手形（額面二千五百法以下）一般に授受せられ、而して是等の手形は九十日以内を以て期限とす。故に甲が乙に商品五百法を賣却すれば、乙は九十日拂の手形を振出して其

支拂に充て、甲は取引先の銀行に就き佛蘭西銀行の公定歩合例へば三分にて其割引を依頼し、銀行は手形満了する五日前まで之を所持し、其時に至て之を佛蘭西銀行に賣却し、斯くして佛蘭西銀行は五日間に相當する利子を利益として收むるを得。故に佛蘭西に於て假に小切手制度が大に行はるゝに至れば、如上の關係より佛蘭西銀行の得る利益は消滅するに至らざるを得ず。尙ほ佛蘭西銀行の平時に於ける一の營業は三分五厘又は四分の利子にて、有價證券に對する擔保貸出を爲すの一事なり。以上手形期限に關し、九十日以内を制限とするは、單に小額面手形のみならず、一般の手形に及ぶものなり。蓋し佛蘭西銀行は條例の命ずる所に據り、九十日以上期限の手形を割引するを得ず、又慣例上五日以内の期限の手形をも割引せず。若しも手形期限兩三日に過ぎざるものならんには、佛蘭西銀行は五日間の利子に相當する取立手数料を課して、手形代金取立に應ずるのみ。若しも斯くせざるときは、小銀行は佛蘭西銀

行を利用して、手形の取立を行ひ、以て取立の失費を免がれんとするに至る可きを以てなり。

佛蘭西の銀行業に於て、大額面手形と小額面手形との間に、嚴重なる區別を存するの事實は之を認めざる可からず。即ち大額面手形に對する市場利率は佛蘭西銀行の歩合よりも概して低きに居るを以て、富裕なる人は佛蘭西銀行以外の銀行に就て、割引を求むるに至る。然るに佛蘭西銀行の歩合は全國を通じて同率にして、又頗る確實なると共に取引先に對する態度は公平無私なり。隨て如何なる小商人又は小銀行と雖も、一度び佛蘭西銀行と取引を開くや、小額面手形の割引を依頼し、又佛國公債、露國公債、巴里市債等を擔保として、價格の八割まで貸出を請求するを得。斯くて市場利率が佛蘭西銀行の歩合より遙に低き場合に於ても、此利率は大額面手形のみ適用せらるゝが故に、依然小額面手形の割引は佛蘭西銀行に集注するに至るものなり。

普通の銀行業と大なる金融會社との間にも亦區別する所なかる可からず。彼のクレデリオネー、ソシエテージエネラル、コムプロアの如きは自ら多數の集配人を置き、敢て手形取立に就て佛蘭西銀行の助力を仰がず。又深く小額面手形の取引に關係せず。千九百八年中佛蘭西銀行が割引したる手形七百六十七萬二千六百五枚の内、額面五法乃至百法の手形は三百七十萬千九百九十枚即ち全體の四割八分に上れり。固より大なる金融會社は取引先が最低限以上の當座殘高を有せざる限り、斯る微細の取引に當らず、又有價證券を擔保とする貸出に就ては、佛國諸銀行は慣例として佛蘭西銀行歩合の外に手数料を課し、六十日の期限満了の際、兩者を徵收するを常とす。

英佛兩國の銀行業を比較して、違の著しきは、佛蘭西銀行の營業中支店に依て行はるゝもの多き一事なり。英蘭銀行は地方に九箇の支店を有するに過ぎざるに、佛蘭銀行は都鄙を通じて四百七十九の支店出張所を有し、其内の八は巴里市内に在り。佛蘭西銀行が國家に巨額の納付金を支拂ふに拘は

らず、尙ほ高率の配當を株主に頒與するを得るは地方の營業に依て、多額の収益を收むるの結果とす。即ち千九百八年中巴里に於て得たる總収益千八百七十二萬一千百法に對し、地方に於て得たる總収益は三千四百十二萬四千法に上り、前者の取引高八十六億二千六百八十六萬四千百法に對し、後者の取引高は百三十一億二千四百三十九萬三千七百法に達したり。

佛蘭西銀行の特徴として、營業上に重大の關係あるは、總ての取引先に對する割引歩合が一定せるの一事にして、此制限あるが爲めに、金融市場に於て金利の低廉なるときは、最良の手形は佛蘭西銀行に來らざるなり。然れども手形不渡の爲めに、同銀行の蒙る損害は敢て大ならず、千九百八年中の損失は僅に五十八萬八千六百二十八法に止まれり。

英國憲法上の危機

小倉 和市

壯烈無比の論戰に全世界の耳目を聳動したる後英國の上院は遂に昨年十一月三十日を以て豫算案を否決し終れり。固より上院が豫算排斥の爲めに用ひたる形式は嚴格なる字義より云へば「否決」と云ふ可きものに非ずしてランスマウン卿が採用したる用語は實に左の如くなりき。

豫算案が國民全般の判斷に委せられざるに先ちて本院が之れに同意を與ふるは正當ならずと認む

用語の選定は實に巧妙を極めたるものと云ふ可し即ち彼等は事實上革命的の行動を敢てしながら之に附するに堂々たる民主的の名目を以てせるなり。換言すれば彼等は國民をして、貴族は斯かる重大問題の解決は之を選擧民の最高審判に委す可きものと思惟するが故に今や専心國民よりの信號を待ちつゝあるものなるを信せしめんと企てたるな